

認知症の医療の状況について

精神病床の現状

平成21年7月1日現在の届出状況より

特定入院料 (153,845+α 床)

精神科救急入院料(64医療機関 3,347床)
精神科救急・合併症入院料 (3医療機関 124床)
精神科急性期治療病棟入院料 (262医療機関 13,042床)
認知症病棟入院料 (450医療機関 31,290床)
老人性認知症疾患療養病棟【介護保険】(3,017床**)
精神療養病棟入院料 (827医療機関 103,025床)

精神病棟入院基本料 (184,873床)

10:1 (12医療機関 381床*)
<H22より、13:1を新設>
15:1 (1078医療機関 141,800床*)
18:1 (126医療機関 22,242床*)
20:1 (69医療機関 9,741床*)
特別入院基本料 (50医療機関 7,763床*)

特定機能病院 入院基本料 (3,398床)

7:1 (4医療機関 98床*)
10:1 (4医療機関 153床*)
15:1 (65医療機関 2,938床*)

小児入院医療管理料4
(病床数不明)

特殊疾患病棟入院料2
5,459床

児童・思春期精神科
入院医療管理加算
(20医療機関 800床)
<入院料に加算>

注 破線は精神病床以外も含む

※ 入院基本料の医療機関数・病床数は平成20年7月1日現在(合計とは一致しない)
 ※※ 介護サービス施設・事業所調査(H20年10月)

精神科入院に係る診療報酬と主要要件①

	医師の配置	看護職員等の配置	構造設備等	その他の主要要件	算定の対象となる患者	診療報酬点数	
精神病棟入院基本料	医師 48:1	看護 7:1 (特定機能病院のみ)	・特記なし	・病棟の平均在院日数40日以内 ・新規入院患者の5割以上がGAF30以下	・精神疾患を有する患者	1,311点	※初期加算 465点 (～14日)
		看護 10:1		・病棟の平均在院日数40日以内 ・新規入院患者の5割以上がGAF30以下		1,240点	250点 (15～30日)
		看護 13:1		・病棟の平均在院日数80日以内 ・新規入院患者の4割以上がGAF30以下又は身体合併症患者 ・身体疾患への治療体制を確保		920点	125点 (31～90日)
		看護 15:1		・特記なし		800点	10点 (91～180日)
		看護 18:1				712点	3点 (181日～1年)
		看護 20:1				658点	
		看護 25:1				550点	※初期加算あり
		精神療養病棟入院料		指定医 病棟常勤1 (病院に2以上) 医師 48:1		看護 30:1 看護・看護補助者を合わせて15:1 OT又は経験看護師 1人	・病室5.8㎡以上 ・1看護単位60床以下 ・1病室6床以下
認知症治療病棟入院料1	医師 病棟常勤1 48:1	看護 20:1 看護補助者 25:1 専従作業療法士1人	・病棟18㎡/床以上を標準 ・デイルーム等 ・生活機能回復訓練室	・病院にPSWまたは臨床心理技術者常勤	・集中的な治療を有する認知症患者	1,450点 (～60日)	1,180点 (61日～)
認知症治療病棟入院料2		看護 30:1 看護補助者 25:1 OT又は経験看護師 1人	・病棟18㎡/床以上を標準 ・生活機能回復訓練室			1,070点 (～60日)	970点 (61日～)


精神科入院に係る診療報酬と主要要件②

	医師の配置	看護職員等の配置	構造設備等	その他の主要要件	算定の対象となる患者	診療報酬点数
精神科救急入院料1	指定医 病棟常勤1人 病院常勤5人 医師 16:1	看護 10:1 PSW 病棟常勤2人	・隔離室・個室が半数以上 ・CT等の検査が速やかに実施できる体制 ・1看護単位60床以下	・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の6割以上が3月以内に在宅移行	・措置・緊急措置入院患者 ・3ヵ月以内に精神病棟に入院したことがない患者	3,451点 (～30日) 3,031点 (31日～)
精神科救急入院料2				・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行		3,251点 (～30日) 2,831点 (31日～)
精神科救急・合併症入院料	指定医 病棟常勤3人 精神科医 病院常勤5人 医師 16:1	看護 10:1 PSW 病棟常勤2人	・合併症ユニットが2割以上 ・隔離室・個室又は合併症ユニットが半数以上 ・救急蘇生装置、呼吸循環監視装置等 ・CT等の検査が速やかに実施できる体制 ・1看護単位60床以下	・時間外診療の件数 ・措置・緊急措置・応急入院の件数 ・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・措置・緊急措置入院患者 ・3ヵ月以内に精神病棟に入院したことがない患者 ・身体疾患の治療のため一般病棟に入院した患者	3,451点 (～30日) 3,031点 (31日～)
精神科急性期治療病棟入院料1	指定医 病棟常勤1人 病院常勤2人	看護 13:1 看護補助者 30:1 PSW又は臨床心理技術者 病棟常勤1人	・隔離室を有する ・1看護単位60床以下	・新規入院患者の4割以上が3月以内に在宅移行	・3ヵ月以内に精神病棟に入院したことがない患者 ・他病棟入院患者の急性増悪例	1,920点 (～30日) 1,600点 (31日～)
精神科急性期治療病棟入院料2		看護 15:1 看護補助者 30:1 PSW又は臨床心理技術者 病棟常勤1人				1,820点 (～30日) 1,500点 (31日～)
精神科身体合併症管理加算 (7日間を限度に加算)	・精神科を標榜 ・病棟に専任の内科又は外科の医師が1名以上配置されている		精神科救急入院料 精神科急性期治療病棟入院料 認知症治療病棟入院料 精神病棟入院基本料(10:1、13:1又は15:1) 特定機能病院入院基本料(精神病棟) を算定する患者			350点

精神科病棟種類別の包括されている診療内容

	入院基本料	非定型抗精神病薬加算	入院基本料等加算										特掲診療料														
			精神科地域移行実施	精神科身体合併症管理	重度アルコール依存症入院医療管理	臨床研修病院入院診療	地域	離島	精神科措置入院	栄養管理実施	医療安全対策	褥瘡患者管理	褥瘡ハイリスク患者ケア	精神科応急入院施設管理	医学管理等	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射	リハビリテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻薬・放射線治療	病理診断	
精神科救急入院料																											
精神科救急・合併症入院料																											
精神科急性期治療病棟入院料																											
精神療養病棟入院料																											
認知症治療病棟入院料																											

 : 包括

 : 別算定可能

認知症への対応（平成22年診療報酬改定）

認知症に関わる精神医療の役割の強化 専門医療とかかりつけ医との連携の促進

認知症治療病棟入院料

【認知症病棟入院料から名称変更】

- 入院早期に、より手厚い加算の設定

入院料1:	1330点	1180点	→	<u>1450点</u>	1180点
入院料2:	1070点	1020点		1070点	<u>970点</u>
	90日以内	91日以上		60日以内	61日以上

- 認知症治療病棟退院調整加算（退院時1回）

- ・入院6か月以上の患者に退院支援計画に基づく指導を実施
- ・医療機関に専従のPSW又は臨床心理技術者を配置

100 点

認知症専門診断管理料

- 認知症疾患医療センター等での認知症の鑑別診断

- ・療養方針の決定・患者・家族への詳細な説明

500 点

認知症患者地域連携加算

- かかりつけ医から専門医療機関への紹介時の診療情報提供料への加算

- ・症状の増悪や定期的な評価が必要な場合、月1回まで

50 点